

# 運営指導(実地指導)の主な変更点

---

「海南省介護保険サービス事業者等指導及び監査要綱」を改正

1. 「実地指導」の名称を「運営指導」に変更

2. 運営指導の指導形態を次の①～③に分類

① 介護サービスの実施状況(個別サービスの質(施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む)に関する指導)

② 最低基準等運営体制指導(運営基準等に規定する運営体制に関する指導)

③ 報酬請求指導(加算等介護報酬請求の適正実施に関する指導)

※上記のうち、実地でなくても確認できる内容(上記②、③)については、サービス事業者等の過度な負担とならないように十分配慮し、情報セキュリティの確保を前提として、オンライン会議システム等を活用することが可能であることを明記。

3. 運営指導の実施頻度を、原則、指定有効期間(6年)内に少なくとも1回以上とする

4. 監査を行う契機として、高齢者虐待及び介護保険法に基づく人権尊重義務違反について明記

5. 集団指導について、一定の場所に集めての講習形式による指導方法にかぎらず、オンライン等の活用による実施も可能である旨を明記

---